

逆線引きを先行的に進める箇所について

1 要旨・目的

市街化区域内の土砂災害特別警戒区域を市街化調整区域に編入する逆線引きについて、これまで実施してきた現地調査や地元調整等が令和4年度末に完了し、先行的に進める箇所（約500箇所）が確定したため、報告する。

2 現状・背景

令和3年7月に策定した取組方針に基づき、逆線引きを先行的に進める箇所（市街化区域の縁辺部における未利用地）として、まず県が地図データに基づき候補箇所（約800箇所）を抽出した。

この候補箇所について、市町において開発予定地や宅地の有無等の現地調査、登記簿等による土地所有者等の調査を実施した後に、説明会の開催や個別説明等により、土地所有者等に対し、調整を進めてきた。

3 概要

(1) 対象者

市街化区域内の土砂災害特別警戒区域における土地所有者等

(2) 実施内容

県が抽出した候補箇所（約800箇所 [856箇所]）に対して、市町による現地調査や土地所有者等への説明等を行った結果、地図精査により対象外と判断した箇所[※]（約130箇所）や、対策工事等の予定がある箇所（約60箇所）、土地利用（宅地）が判明した箇所（約160箇所）を候補箇所から除外し、逆線引きを先行的に進める箇所（約500箇所）を確定した。

※ 対象面積が極小である箇所（都市計画変更の手続きにおける法定の地図精度（1/2,500）の地図上で判別不能）等

(3) スケジュール

—

(4) 予算（単県）

7,000千円

(5) 今後の対応

令和6年度末の都市計画変更告示に向けて、都市計画法に基づく手続き（国協議、公聴会、案縦覧、都市計画審議会等）を着実に進めていく。